



2018年10月23日号

目次

(W&B No. 201808CY)

1. 2017年中国特許統計年報の公示(2018年9月28日)
2. 電子商取引法 2019年1月施行(2018年8月31日)

【1】2017年中国特許統計年報の公示(2018年9月28日)



国家知識産権局は9月28日付、2017年度の中国特許統計年報(中国專利統計年報)を正式に公示した。この年報には1985年から現在までの中国各省市県クラスと世界177国からの特許出願や登録、また有効特許件数などのデータ、また中国から外国への特許出願データなどが英語を併記して公示している。併せて、中国各地での行政ルートでの特許侵害や虚偽表示などの事件の受理や処分状況が掲載されている。

- 第1章 特許出願状況(地域別、国別)
- 第2章 特許登録状況(地域別、国別)
- 第3章 有効特許状況(地域別、国別)
- 第4章 特許代理状況(地域別、代理人別ではない)
- 第5章 IPC別特許出願と登録状況(サブクラス、国別)
- 第6章 外国と香港・マカオ・台湾の特許出願・登録、有効特許状況
- 第7章 特許行政執行状況

以下ご参考に一部抜粋してご紹介する。

	発明特許		実用新案特許	
	数量	構成	数量	構成
合計	127,8359	100.0%	1538,090	100.0%
A 生活	263,364	20.6%	293,895	19.1%
B 操作	229,992	18.0%	495,491	32.2%
C 化学	191,851	15.0%	55,449	3.6%
D 繊維	20,418	1.6%	21,883	1.4%
E 建設	49,161	3.8%	123,388	8.0%
F 機械	88,698	6.9%	190,294	12.4%
G 物理	255,100	20.0%	189,703	12.3%
H 電機	179,775	14.1%	167,987	10.9%

(2017年IPC別出願状況分析の一部抜粋)

参考サイトは下記の通り。

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1132442.htm>

<http://www.sipo.gov.cn/docs/20181019135307585336.pdf>

	侵害紛争		その他紛争		虚偽表示
	立案	結案	立案	結案	結案
合計	27,305	26,987	852	836	38,492
北京	245	217	0	0	964
天津	171	184	0	1	536
河北	776	785	65	64	1,205
山西	7	7	0	0	116
内蒙古	17	9	0	0	352
遼寧	446	437	19	18	581
吉林	65	65	0	0	30
黒竜江	343	316	258	258	549

(2017年行政執行統計の一部抜粋)

## 【2】電子商取引法(电子商务法)2019年1月施行(2018年8月31日)

インターネットを通じた商取引を管轄する総合的な基本法となる、「中華人民共和国電子商取引法」が2018年8月31日、第13期全国人民代表大会常務委員会第5回会議の審議を通過し、2019年1月1日から施行されることとなった。中国のインターネット市場は昨年度31兆円規模と言われており、アリババやJDなどECプラットフォームからWeChatなどのSNSサイトまで急速に拡大を続けている。電子商取引分野の特徴として、健全な取引、知的財産権保護、競争排除からサイバーセキュリティや個人情報保護などまでカバーする範囲が広く、その変化も激しく、これまでの一般法や行政法、また政府通達などだけでは対応が難しくなっている。

起草から公布まで5年をかけ、3回の公開意見募集、4回の審議を経て成立した電子商取引法は、全7章89条からなり、消費者を含む各主体の権益均衡、電子商取引の規範化、経営主体の義務、サイバーセキュリティ及び個人情報保護などの電子商取引の規範化、知的財産権の保護、不正競争の防止、電子商取引契約など多方面の影響を加味し、処罰規定を含むものとなっている。「民法総則」、「契約法」、「電子署名法」、「権利侵害責任法」、「消費者権益保護法」、「サイバーセキュリティ法」、

### 中華人民共和国電子商取引法<部分仮訳>

(2018年8月31日第13回全国人民代表大会常務委員会第5回会議採択)

#### 第一章 総則

第1条 電子商取引の各主体の合法的権益を保障し、電子商取引行為を規範化し、市場秩序を維持し、電子商取引の持続的健康な発展を促進するために、本法を制定する。

第2条 中華人民共和国国内の電子商取引活動には本法を適用する。

本法でいう、「電子商取引(电子商务)」とは、インターネットなどの情報ネットワークを通じて商品を販売或いはサービスを提供する経営活動を指す。

法律及び行政法規が商品の販売或いはサービ

「インターネット取引管理弁法」、「広告法」などの関連する法律、法規とともに運用されることになる。

#### 第一章 総則

#### 第二章 電子商取引事業者

##### 第1節 一般規定

##### 第2節 電子商取引プラットフォーム運営者

#### 第三章 電子商取引契約締結と履行

#### 第四章 電子商取引紛争解決

#### 第五章 電子商取引促進

#### 第六章 法律責任

#### 第七章 付則

日本企業の中国市場における事業拡大においては知っておくべき新しい法律であり、知的財産権侵害の適用についても、ご確認頂きたいので仮訳を含めてご紹介する。アンダーライン部分が知的財産権関連条項である。なお、全訳をご希望の際はご連絡ください。

参考サイトは下記の通り。

[http://www.npc.gov.cn/npc/lfzt/rlyw/2018-08/31/content\\_2060827.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/lfzt/rlyw/2018-08/31/content_2060827.htm)

スの提供について規定している場合は、その規定を適用する。金融商品及びサービス、情報ネットワークを使用したニュース情報、映像音響プログラム、出版や文化商品などの内容のサービスの提供については、本法を適用しない。

第3条 国は電子商取引の環境整備や推進を奨励。(趣旨要約)

第4条 国はオンラインとオフラインビジネス活動などの対等な発展と融合を促進し、地方政府は権利乱用や競争排除など行政上の差別的措置を排除。(趣旨要約)

第5条 電子商取引事業者は経営活動に従事する場合、自発的、平等、公平、信義誠実の原則を遵守し、法律と商業道徳を遵守し、公平な市場競争を

行い、消費者の権益保護、環境保護、知的財産権保護、インターネットの安全と個人情報保護などの方面の義務を履行し、商品とサービスの品質に責任を持ち、政府及び社会の監督を受け入れなければならない。

第6条 国務院の関連部門は電子商取引の発展促進、監督管理などの業務を担当し、地方政府は担当地域の実状に基づき域内の電子商取引担当部門の職責を確定する。(趣旨要約)

第7条 国は電子商取引の特徴に合う協同管理システムを確立し、関連部門から電子商取引事業者、消費者までが参加する管理体系を推進する。(趣旨要約)

第8条 電子商取引業界は本規程に従って業界の自律、規範、健全を推進、監督し、業界経営者の公平な市場競争に誘導する。(趣旨要約)

## 第二章 電子商取引事業者

### 第一節 一般規定

第9条 本法でいう「電子商取引事業者(电子商务经营者)」とは、インターネットなどの情報ネットワークを通じて商品を販売或いはサービスを提供し経営活動する自然人、法人及び法人以外のものを指し、電子商取引プラットフォーム運営者、プラットフォーム内事業者、更に自前のウェブサイト・その他ネットワークで商品を販売或いはサービスを提供する電子商取引事業者が含まれる。

本法でいう「電子商取引プラットフォーム運営者(电子商务平台经营者)」とは、電子商取引において、単一或いは複数当事者間取引のためにネットワークの事業場所、取引仲介(マッチング)、情報発信などのサービスを提供し、単一或いは複数当事者間取引で独立して事業活動する法人或いは法人組織以外のものを指す。

本法でいう「プラットフォーム内事業者(平台内经营者)」とは、電子商取引プラットフォームを通じて商品を販売或いはサービスを提供する電子商取引事業者を指す。

第10条 電子商取引事業者の市場主体(事業を行う法人と個人)登記義務。但し、個人は除く。(趣旨

要約)

第11条 電子商取引事業者の納税義務。(趣旨要約)

第12条 電子商取引事業が許可制の場合、許可取得義務。(趣旨要約)

第13条 電子商取引事業者による法律、行政法規が禁止する商品或いはサービスの提供の忌避義務。(趣旨要約)

第14条 電子商取引事業者の紙或いは電子による正規領収書(发票)などの取引証明書類発行義務。(趣旨要約)

第15条 電子商取引事業者は、そのトップページの目立つ位置に営業許可証情報、及びその業務業務関連行政許可情報、本法第10条に規定の市場主体登記不要事情などの情報、或いは上記情報のリンク標識を持続的に表示しなければならない。

前項規定の情報に変更があった場合、電子商取引者は速やかに公示情報を更新しなければならない。

第16条 電子商取引事業者が電子商取引を終了する場合、30日前からトップページの目立つ位置に関連する情報を持続的に表示しなければならない。

第17条 電子商取引事業者は、包括的に、真実、正確、速やかに商品或いはサービス情報を開示し、消費者の知る権利及び選択する権利を保障しなければならない。電子商取引事業者は、架空取引や利用者評価のねつ造などの方法で虚偽や誤解を招く商業宣伝を行い、消費者を偽り、欺いてはならない。

第18条 電子商取引事業者が消費者の興味、嗜好や消費習慣などの特徴に基づいて、商品或いはサービスの検索結果を提供する場合、その個人に特徴的な選択肢ではないものも同時に提供し、消費者の合法的な権益を尊重及び平等を保護しなければならない。

電子商取引事業者が消費者に発信する広告は、「中華人民共和国広告法」の関連規定を遵守しなければならない。

第19条 電子商取引事業者が商品或いはサービ

スを抱合せ販売する場合は、消費者に目立つ方法で注意を促し、商品或いはサービスの抱合せ販売に同意する選択肢を黙認させてはならない。

第 20 条 電子商取引事業者は、消費者が承諾或いは消費者と約定した期限に商品或いはサービスを提供するとともに、商品輸送中のリスク及び責任を負わなければならない。但し、消費者が別途宅配サービス事業者を選択した場合は除く。

第 21 条 電子商取引事業者は、消費者との約定により保証金を受け取る場合、保証金の返還方法及び手続きを明示し、保証金の返還に不合理な条件を設けてはならない。消費者が保証金の返還を申し出、保証金の返還条件を満たしている場合、電子商取引事業者は速やかに変換しなければならない。

第 22 条 電子商取引事業者が技術的優位性、ユーザー数、関連業界管理する能力及びその他の電子商取引事業者の当該電子取引事業者への取引上の依存度などの理由から市場での支配的地位を有する場合、市場での支配的地位の濫用、競争の制限や排除をしてはならない。

第 23 条 電子取引事業者がそのユーザーの個人情報を収集し使用する場合、法律及び行政法規の個人情報の保護に関する規定を遵守しなければならない。

第 24 条 電子商取引事業者は、ユーザー情報の照会、訂正、削除及び利用者の解約の方法及び手続きを明示し、ユーザーの照会、訂正、削除及び利用者の解約に不合理な条件を設けてはならない。

電子商取引事業者がユーザー情報の照会或いは訂正、削除の申し出を受け取った場合、その確認後速やかにユーザー情報の照会或いは修正、削除しなければならない。ユーザーが解約する場合、法律、行政規定の規定或いは両当事者が約定している場合、その規定に従って、電子商取引事業者は速やかにユーザーの情報を削除しなければならない。

第 25 条 所轄部門が法律及び行政法規の規定に従って電子商取引事業者に関連する電子商取引データ情報の提供を要求する場合、電子商取引事業

者は提供しなければならない。所轄部門は電子商取引業者より提供されたデータ情報の安全を保護するために必要な措置を講じるとともに、その中の個人情報、プライバシー及び営業秘密を厳重に秘密保持し、開示、販売或いは違法に他人に提供してはならない。

第 26 条 電子商取引事業者が越境電子商取引に従事する場合、輸出入を監督管理する法律、行政法規及び国の関連規定を遵守しなければならない。

## 第 2 節 電子商取引プラットフォーム運営者

第 27 条 電子商取引プラットフォーム運営者は、プラットフォーム上の電子商取引事業者に真実の法人情報などの提出を要求し、その後定期的な更新確認義務。(趣旨要約)

第 28 条 電子商取引プラットフォーム運営者は、規定に基づき市場監督管理部門にプラットフォーム上の電子商取引事業者の法人登記情報などを提供し、法人登記をしていない事業者には登記手続きに便宜を図らなければならない。また、税務当局へのプラットフォーム上の電子商取引事業者の情報提供、登記の不要事業者への納税義務の通知義務。(趣旨要約)

第 29 条 電子商取引プラットフォームの事業者は、プラットフォーム上の商品或いはサービス情報に本法第 12 条(販売許可)及び第 13 条(禁止品)の規定違反を発見した場合、法律に基づき必要な措置を講じるとともに、所轄部門に報告しなければならない。

第 30 条 電子商取引プラットフォーム運営者のネットワークの安全運用を確保の義務及び事件発生時に所轄部門への通報の義務。(趣旨要約)

第 31 条 電子商取引プラットフォーム運営者のプラットフォーム上で公開された商品及びサービス並びに取引情報を記録、保存、及び取引完成日から3年以上の保存義務。(趣旨要約)

第 32 条 電子商取引プラットフォーム運営者は、公開性、公平性、公平性の原則を順守し、プラットフォームサービス契約及び取引規則を制定し、プラットフォームの入退場、商品とサービスの品質保証、消

費者の権益保護、個人情報保護などの面の権利と義務を明確にしなければならない。

第 33 条 電子商取引プラットフォーム運営者は、そのトップページの目立つ位置にプラットフォームサービス契約及び取引規則の情報或いは上記情報のリンク標識が持続的に表示するとともに、事業者と消費者が便利良く、完全に閲覧及びダウンロードできるようにすることを保証しなければならない。

第 34 条 電子商取引プラットフォーム運営者がプラットフォームサービス契約及び取引規則を改正する場合の意見募集と実施7日前の事前公示及び改正を受入れずに退出する電子商取引事業者の解約権と改正前のサービス契約と取引規則の適用。(趣旨要約)

第 35 条 電子商取引プラットフォーム運営者は、プラットフォーム内の事業者によるプラットフォーム内での取引、取引価格及びその他の事業者の取引などに不合理な制限或いは不合理な条件を付ける、或いはプラットフォーム内の事業者から不合理な費用を取るためにサービス契約、取引規則及び技術などの手段を利用してはならない。

第 36 条 電子商取引プラットフォーム運営者は、プラットフォームサービス契約及び取引規則により、プラットフォーム内の事業者の法律や法規に違反する行為に対して、警告、停止、或いはサービス終了などの措置を講じた場合、速やかに公示しなければならない。

第 37 条 電子商取引プラットフォーム運営者がプラットフォーム上で自ら事業を行う場合の明確な区分け表示などによる消費者の誤認防止、またその事業に対する民事的責任を負う。(趣旨要約)

第 38 条 電子商取引プラットフォーム事業は、プラットフォーム内の事業者により販売される商品或いは提供されるサービスが人身や財産の安全を保障する要件を満たさない、或いは消費者の合法的権益を侵害するその他の行為があることを知っている、或いは知りうる場合で、必要な措置を取らなかった場合、法律に基づき当該プラットフォーム内事業者と連帯して責任を負う。

消費者の生活や健康に関連する商品やサービスの場合、電子商取引プラットフォーム運営者がプラットフォーム内の事業者の資格に関する審査義務を履行せず、或いは消費者の安全保証義務を履行せずに消費者に損害をもたらした場合、法律に基づき相応の責任を負う。

第 39 条 電子商取引プラットフォーム運営者の健全な消費者による評価制度の設置と消費者によるサービスの評価の保存義務を負う。(趣旨要約)

第 40 条 電子商取引プラットフォーム運営者は、商品或いはサービスの価格、販売数量及び信用度などさまざまな方法に応じて、消費者に商品或いはサービスの検索結果を表示しなければならない。価格競争でランク付けされた商品或いはサービスについては、「広告」と目立つように表示しなければならない。

第 41 条 電子商取引プラットフォーム運営者は、知的財産権保護規則を設け、知的財産権者との協力を強化し、法律に基づき知的財産権を保護しなければならない。

第 42 条 知的財産権者はその知的財産権が侵害されていると判断した場合、電子商取引プラットフォーム運営者に取引やサービスの削除、遮断、リンクの切断、終了など必要な措置を講じるよう通知する権利を有する。通知には、侵害を構成する初歩的証拠が含まれていなければならない。

電子商取引プラットフォーム運営者は通知を受領後、速やかに必要な措置を講じるとともに、プラットフォーム内の事業者にその旨を通知しなければならない。必要な措置が速やかに取られず、損害が拡大した部分に対してプラットフォーム内の事業者と連帯して責任を負うものとする。

誤った通知によりプラットフォーム内の事業者が損害を受けた場合、法律に基づき民事責任を負うものとする。悪意のある誤った通知があり、プラットフォーム内の事業者が損害を受けた場合、賠償責任は2倍とする。

第 43 条 プラットフォーム内の事業者は転送された通知を受領後、電子商取引プラットフォーム運営者

に非侵害の陳述書を提出することができる。声明には非侵害の初歩的証拠が含まれていなければならない。

電子商取引プラットフォーム運事業者は陳述書を受領後、通知を受けた知的財産権権者に当該陳述書を転送するとともに、所轄部門に投訴するか、人民法院に起訴するかを通知する。電子商取引プラットフォームの運営者は、陳述書の転送が知的財産権権者に到達後 15 日以内に、権利者が投訴或いは起訴した旨の通知を受けない場合、速やかに行った措置を終了しなければならない。

第 44 条 電子商取引プラットフォーム運営者は、本法第 42 条、第 43 条に規定する通知、陳述及び処理結果を速やかに公示しなければならない。

第 45 条 電子商取引プラットフォーム運営者はプラットフォーム内の事業者の知的財産権侵害を知っている或いは知りうる場合、取引やサービスの削除、遮断、リンクの切断、終了など必要な措置を講じなければならない、必要な措置を講じない場合、権利侵害者と連帯して責任を負うものとする。

第 46 条 本法第 9 条第 2 項に規定するサービスの他に、電子商取引プラットフォーム運営者は、プラットフォームサービス契約と取引契約により、事業者間の倉庫保管、物流、支払決済、清算などのサービスを行うことができる。電子商取引プラットフォーム運営者が事業者間の電子商取引のためのサービスを提供する場合、法律、行政規制及び国の関連する規定を遵守し、中央入札(集中竞价)、値付け(做市商)などの集中取引方法による取引を行わず、標準化契約取引を行わないものとする。

### 第三章 電子商取引契約締結と履行

第 47 条 電子商取引当事者が契約を締結し、履行する場合、本章と「中華人民共和國民法総則」、「中華人民共和國契約法」、「中華人民共和國電子署名法」などの法律の規定が適用される。

第 48 条 電子商取引当事者が自動情報システムを使用して契約を締結或いは実行する行為は当該システムを使用する当事者に法的影響を及ぼすものとする。

電子商取引において当事者には相応の民事上の行為能力があると推定する。但し、反証がある場合は除く。

第 49 条 電子商取引事業者が公開した商品或いはサービス情報が条件を満たし、ユーザーが商品或いはサービスを選択するとともに注文を成功裏に提出した場合、契約は成立する。両当事者が別段の約定がある場合、その約定に従うものとする。

電子商取引事業者は書式の条項などの方法で消費者が価格を支払った後に契約は成立しないと約定してはならず、書式の条項に当該内容が含まれる場合、当該内容は無効とする。

第 50 条 電子商取引事業者にはユーザーとの契約手続きや注意事項などの明確で包括的な文書の提供義務やユーザーの注文前の訂正を可能とする義務を負う。(趣旨要約)

第 51 条 契約した商品やサービスの提供日は、宅配サービスを利用した商品は荷受人の実際を受領日、サービスは指定された日時か実際にサービスが提供された日、ネット上で提供される場合は、一方当事者が指定した日時としネット上で確認できる日時とする。契約当事者が別に約定がある場合はその約定に従う。(趣旨要約)

第 52 条 電子商取引当事者は、商品の提供に宅配サービス商品を配送することができる。

宅配サービス事業者は宅配サービスにおいて、法律や行政規制を遵守し、約束したサービス基準と期限を守らなければならない、配達時の受取人による荷物検査や環境保護のための包装材料の簡素化の義務有り、また代金回収サービスの提供が可能。(趣旨要約)

第 53 条 電子商取引当事者は電子決済を用いた決済を約定することができる。

電子決済サービス事業者は、電子商取引での電子決済サービスにおいて、国の基準準拠、ユーザーに対する機能や使用方法などの通知、不当な取引条件の排除、また支払システムの完全性や追跡可能性確保、またユーザーに過去3年間の取引記録の無償提供の義務を負う。(趣旨要約)

第54条 電子決済サービス事業者が提供する決済サービスが国の関連決済安全管理要件に適合せず、ユーザーに損害を与えた場合、補償責任を負わなければならない。

第55条 ユーザーは支払命令を出す前に、当該支払命令に含まれる金額や受取人など完全な情報を確認しなければならない。

支払指示に誤りがある場合、電子決済サービス事業者は速やかにその原因を見つけるとともに修正するための適切な措置を講じなければならない。(趣旨要約)

第56条 電子決済サービス事業者は電子決済完了後、ユーザーに約定した方法で速やかかつ正確に支払情報を提供し確認しなければならない。

第57条 ユーザーは取引パスワード、電子署名データなどのセキュリティツールを適切に保管しなければならない。ユーザーがセキュリティツールの紛失、盗用或いは不正支払を発見した場合、速やかに電子決済サービス事業者に通知しなければならない。

不正支払の損害はユーザーの過失が証明された場合を除き、電子決済サービス事業者が負担する。

電子決済サービス事業者が不正支払を発見した場合或いはユーザーから不正支払命令を受信した場合、速やかに損害拡大防止措置を取らなければならない。損害拡大防止措置を講じなかった場合、損害が拡大した部分に責任を負う。(趣旨要約)

#### 第四章 電子商取引紛争解決

第58条 国は電子商取引プラットフォーム運営者が電子商取引の発展と消費者の権益の保護に資する商品とサービスの品質保証システムを確立することを奨励する。

電子商取引プラットフォーム運営者とプラットフォーム内の事業者が消費者権益の保証金の設定に合意する場合、両当事者は消費者権益の保証金の支払金額、管理、使用及び払戻手続きについて明確に約定しなければならない。

消費者が電子商取引プラットフォーム運営者に

先行賠償責任を求め、電子商取引プラットフォーム運営者の賠償後にプラットフォーム内の事業者に賠償をさせる場合、「中華人民共和国消費者権益保護法」の関連規定を適用する。

第59条 電子商取引事業者は、利便で効果的な苦情や報告システムを確立しなければならず、苦情や報告などの情報を公表し、速やかに苦情や報告を受理し、処理するものとする。

第60条 電子商取引紛争は和解協議、消費者団体や業界団体或いはその他の法律に基づき成立した調停機関での調停、関連部門への投訴、仲裁申立、或いは訴訟提起により解決する。

第61条 消費者が電子商取引プラットフォームで商品を購入或いはサービスの提供を受け、プラットフォーム内の事業者と紛争が発生した場合、電子商取引プラットフォーム運営者は、消費者の合法的権益を維持するために支援しなければならない。

第62条 電子商取引紛争の取扱いにおいて、電子商取引業者は原契約及び取引記録を提供しなければならない。電子商取引事業者が上記の資料を紛失、偽造、改竄、破壊、隠匿或いは提供を拒絶し、人民法院、仲裁機関或いは関連部門も事実を確認できない場合、電子商取引事業者は相応の法的責任を負わなければならない。

第63条 電子商取引プラットフォーム運営者は、オンライン紛争解決システムを確立し、紛争解決規則を制定・公示し、自主性の原則に基づき公平、公正に当事者の紛争を解決するものとする。

#### 第五章 電子商取引促進

第64条 国務院と地方政府は、経済社会開発計画と産業政策を策定し、電子商取引のイノベーションを促進する。(趣旨要約)

第65条 国務院と地方政府は、電子商取引の環境発展(绿色发展)の促進を講じる。(趣旨要約)

第66条 国は電子商取引インフラと物流ネットワークの構築を促進し、電子商取引統計システムを完備し、電子商取引標準システムの構築を強化する。

第67条 国は国民経済の様々な分野において電子商取引の適用を促進し、電子商取引と各産業の

統合及び発展を支援する。

第 68 条 国は農業の生産、加工、流通などの分野にインターネット技術の適用を促進し、各種の社会資源の協力を強化し、農村の電子商取引の発展を促進し、電子商取引が貧困緩和に対する効果を果たすことを奨励する。

第 69 条 国は電子商取引での取引の安全確保、ユーザー情報の保護、電子商取引データの開発と応用の促進、公共データの利用促進などの措置を講じる。(趣旨要約)

第 70 条 国は電子商取引の信用評価システムをも設置し、評価情報を提供する。(趣旨要約)

第 71 条 国は越境電子商取引の発展を促進し、管理システムを確立や関連業務推進するとともに、小規模企業が越境電子商取引に従事することを支援する。(趣旨要約)

第 72 条 国の輸出入管理部は越境電子商取引の税関申告、納税、検査及び検疫のための包括的サービス及び監督システムの構築、監督プロセスを最適化し、越境電子商取引事業者は電子文書により関連手続きを行うことができる。(趣旨要約)

第 73 条 国は国・地域間の越境電子商取引の交流及び協力を促進し、国際ルールの策定、紛争解決システムの確立を促進する。(趣旨要約)

## 第六章 法律責任

第 74 条 電子商取引事業者が商品を販売或いはサービスを提供し、契約義務を不履行或いは契約義務に従わず、或いは他人に損害を与えた場合、法律に基づき民事責任を負うものとする。

第 75 条 電子商取引事業者が本法第 12 条、第 13 条の規定に違反し、従事する事業活動に関わる行政許可を未取得、或いは法律や行政法規が禁じる商品やサービスを提供、或いは本法第 25 条に規定する情報提供義務の不履行、本法第 46 条の規定する電子商取引プラットフォーム運営者の違反、集中取引による取引、或いは標準化契約取引を行った場合、関連する法律、行政法規の規定に基づき処罰する。

第 76 条 電子商取引事業者が本法の規定に違反

し、以下に掲げる行為のいずれかをなした場合、市場監督管理部は期限を定めて是正を命じ、1 万元以下の罰金を科すことができ、その内電子商取引プラットフォーム運営者には第 81 条第 1 項の規定に基づき処罰する：

(1) トップページの目立つ位置に営業許可情報、行政許可情報、市場主体登記不要情報、或いは上記情報のリンク標識が表示されていない；

(2) トップページの目立つ位置に電子商取引を終了する関連情報を持続的に表示されていない；

(3) ユーザー情報の照会、訂正、削除、及びユーザーの解除方法、手続きが明示されていない、或いはユーザー情報の照会、訂正、削除、登録解除に不合理な条件が設けられている。

電子商取引プラットフォーム運営者が前項の規定に違反し、プラットフォーム内の事業者に必要な措置を取らなかった場合、市場監督管理部門は期限を定めて是正を命じ、2 万元以上 10 万元以下の罰金を科すことができる。

第 77 条 電子商取引事業者が本法第 18 条第 1 項の規定に違反して検索結果を提供、或いは本法第 19 条の規定にする商品やサービスの抱合せ販売した場合、市場監督管理部門は期限を定めて是正を命じ、違法所得を没収し、5 万元以上 20 万元以下の罰金を併科する。情状が深刻な場合 20 万元以上 50 万元以下の罰金を併科する。

第 78 条 電子商取引事業者が本法第 21 条の規定に違反し、消費者に保証金の返還方法や手続を明示しない、保証金の返還に不合理な条件を設けた、或いは速やかに保証金を返還しない場合、所轄部門は期限を定めて是正を命じ、5 万元以上 20 万元以下の罰金を併科する。情状が深刻な場合 20 万元以上 50 万元以下の罰金を併科する。

第 79 条 電子商取引事業者が個人情報保護に関連する法律や行政法規に違反、或いは本法第 30 条とネットワーク安全保障義務に関連する法律や行政法規の規定を履行しない場合、「中華人民共和国ネットワーク安全法」などの法律や行政法規の規定に基づき処罰する。

第 80 条 電子商取引プラットフォーム運営者が以下に掲げる行為のいずれかをなした場合、所轄部門は期限を定めて是正を命じる。期限を過ぎても是正しない場合、2 万元以上 10 万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、再建するまで業務停止を命じ、10 万元以上 50 万元以下の罰金を併科する。

(1) 本法第 27 条に定める検査と登記義務を不履行;

(2) 本法第 28 条に定める市場監督行政部門や税務部門に関連情報を実提出;

(3) 本法第 29 条に定める法律違反に必要な措置に未対応、或いは関連所轄部門に未報告;

(4) 本法第 31 条に定める商品やサービス情報、取引情報の保管義務の不履行。

法律や行政法規に前項の規定違反行為を処罰する規定が別にある場合。その規定を従うものとする。

第 81 条 電子商取引プラットフォーム運営者が本法の規定に違反し、以下に掲げる行為のいずれかをなした場合、市場監督管理部門は期限を定めて是正を命じ、2 万元以上 10 万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、10 万元以上 50 万元以下の罰金を科す。

(1) トップページの目立つ位置にプラットフォームサービス契約及び取引規則の情報或いは上記情報のリンク標識が持続的に表示されていない;

(2) 改正取引規則がトップページの目立つ位置に意見募集として公開されず、改正内容が事前の規定期間に公示されず、或いはプラットフォーム内の事業者解約を阻止した;

(3) 目立つ方法で自らの事業とプラットフォーム内の事業者の事業とを区別していない;

(4) プラットフォーム内で販売される商品或いは提供されるサービスに対する消費者の評価方法がない、或いは消費者の評価を許可なく削除した。

電子商取引プラットフォーム運営者が本法第 40 条の規定に違反し、価格競争でランク付けされた商品或いはサービスに目立つように「広告」と表示していない場合、「中華人民共和国広告法」規定に基

づき処罰する。

第 82 条 電子商取引プラットフォーム運営者が本法第 35 条の規定に違反し、プラットフォーム内の事業者の取引、取引価格或いはその他の事業者との取引などに不合理な制限或いは不合理な条件を課し、またはプラットフォーム内の事業者に不合理な費用を課している場合、市場監督管理部門は期限を定めて是正を命じ、5 万元以上 50 万元以下の罰金を課することができる。情状が深刻な場合は、50 万元以上 200 万元以下の罰金を課することができる。

第 83 条 電子商取引プラットフォーム運営者が本法第 38 条の規定に違反し、プラットフォーム内の事業者が消費者の合法的權益を侵害し必要な措置を講じない、或いはプラットフォーム内の事業者の資格審査義務を履行せず、或いは消費者の安全保証義務を履行しない場合、市場監督管理部門は期限を定めて是正を命じ、5 万元以上 50 万元以下の罰金を科すことができる。情状が深刻な場合、再建するまで業務停止を命じ、50 万元以上 200 万元以下の罰金を併科する。

第 84 条 電子商取引プラットフォーム運営者が本法第 42 条、第 45 条の規定に違反し、プラットフォーム内の事業者による知的財産権侵害に必要な措置を講じなかった場合、関連の知的財産管理部門が期限を定めて是正を命じる。ものとする。期限を過ぎても是正しない場合、5 万元以上 50 万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、50 万元以上 200 万元以下の罰金を科す。

第 85 条 電子商取引業者が本法の規定に違反し、販売された商品或いは提供されたサービスが人身や財産の安全を保障しない、虚偽或いは誤解を招く商業宣伝などの不公正競争行為を行い、市場での支配的地位を濫用し、或いは知的財産権を侵害や消費者の權益などを侵害する行為をなした場合、関連の法律の規定に基づき処罰する。

第 86 条 電子商取引事業者が本法に規定する違法行為をなした場合、関連する法律、行政法規の規定に基づき信用情報に記入するとともに公示する。

第 87 条 法により電子商取引の監督管理を職責とする部門の職員が職務を怠り、権限を濫用し、私利私欲のために不正行為を行い、或いは職務遂行中に知り得た個人情報、プライバシー、営業秘密を他人に開示、売却、違法に提供した場合、法に基づき法律責任を追及する。

第 88 条 本法の規定に違反し、治安管理の違反を

構成した場合、法に基づき治安の行政処罰をする。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

#### 第七章 附則

第 89 条 この法律は 2019 年 1 月 1 日から施行する。

■

コメントは個人の見解であり事務所の統一の見解でないことにご理解ください。  
記事に関するご質問や各種お問合せは、お気軽に下記までご連絡ください。

